

美 深 育 成 園

社会的養護関係施設の第三者評価事業 報 告 書

特定非営利活動法人

北海道児童福祉施設サービス評価機関

2023年4月28日

目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
B	第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）	P. 3
C	利用者調査	P. 23
D	資料	P. 34

A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

1. 業務処理経過

【評価機関】	特定非営利活動法人 北海道児童福祉施設サービス評価機関
2022年7月	【申込み・契約】 ○社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理 ○契約締結
7月～ 12月	【事前分析】 ○資料の事前提供及び利用者調査（アンケート調査）を依頼 ○施設より提供資料及び利用者調査のアンケート用紙を受理 ○事前分析・事前協議
12月	【施設調査】 ○訪問調査 施設見学、職員からの聞き取り、書類等確認
12月～ 2023年4月	【調査結果分析・ 評価とりまとめ】 ○評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ ○評価結果確定 ○施設へのフィードバック
4月	【評価結果の報告】 ○報告書提出

- ・ 2022年7月14日付けで社会的養護関係施設第三者評価の実施について契約を締結しました。
- ・ 11月に施設から提供資料及び利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を受領しました。
提供資料及びアンケート集約結果に基づき、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施しました。
- ・ 12月3日(土)～4日(日)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施しました。
- ・ 訪問調査終了後、各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定しました。
- ・ 2023年4月21日、評価結果について施設に説明を実施しました。

2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和4年3月23日付け子発0323第3号、社援発0323第30号）に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました（D資料参照）。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準（水準）は、結果をa、b、cの3段階評価で示しました。このうち、aは施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。bはこれに至らない、多くの施設で考えられる、取組みの余地がある、標準的な状態です。cはこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、cの項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。bの項目は、さらにaに向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福祉協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

B 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

(特非) 北海道児童福祉施設サービス評価機関

② 評価調査者研修修了番号

SK2021013、SK2021012、SK2021018、S2021002

③ 施設の情報

名称：美深育成園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：長野正稔	定員（利用人数）：45名（うち地域小規模6名）	
所在地：北海道中川郡美深町字敷島283番地（地域小規模：稚内市）		
TEL：01656-2-1554	ホームページ：http://bifukaikuseien.hjk.ne.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和34年9月26日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 美深育成園		
職員数	常勤職員：24名	非常勤職員：5名
有資格職員数	社会福祉士：2名	公認心理師：1名
	保育士：10名	言語聴覚士：1名
施設・設備の概要	(居室数) 定員13名のホーム3棟 1人部屋(5~3室)とアコディオカテンで仕切られる2人部屋(4~6室) (地域小規模居室数) 1人部屋6室	(設備等) 親子生活訓練室、心理療法室、箱庭療法室、会議室

④ 理念・基本方針

【養育理念】 人間の尊厳

児童の人権を尊重し、社会の成員として育てていくことを理念とする

【養育方針】 児童の境遇に共感すること

- ・ 児童一人ひとりの存在の重さを感じ得ること
- ・ 児童がかけがえのない存在であると実感できるように養育すること

⑤ 施設の特徴的な取組

最北に位置する地理的条件や人口減少に直面する地域にあって、子どもが関わる多くの地域行事に誘われ参加している。

組織としては、小規模化・分散化の国の指針に対し、本体から離れた地域に地域小規模児童養護施設を2カ所設置し運営することで、閉塞感からの脱出を試みている。

小さくても存在感のある施設を目指してそれぞれの地域で活動を続けていく。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和4年7月14日（契約日）～ 令和5年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成30年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 家庭的養育の実践と施設の小規模かつ地域分散化の積極的推進

美深育成園は敷地内の独立した建物（ホーム）で子どもが生活する家庭的養育を長年にわたり実践してきた。現在は3棟の中舎制のホームで個々の子どもに適した生活空間を保障し、個室を基本とするプライバシーに配慮した住環境の中で養育・支援が行われている。

加えて、施設の小規模かつ地域分散化等の国の方針にもとづき2021年に地域小規模児童養護施設を新設し、更にもう1か所の増設を予定している。いずれも本体施設の所在地から離れた地域での開設であり、職員の確保や運営面での課題等が多いと思われるが、施設の小規模かつ地域分散化を積極的に推進する取組として評価できる。

2. 道内で唯一、ホームで直接調理を提供する食生活

美深育成園の食生活は、給食全体の管理は栄養士が担当し、各ホームに配置された調理員が直接調理をして子どもたちに食事を提供している。調理員が不在の時は職員が交代で調理業務を担っているが、このようなホームの台所で直接調理を行い食事が提供されているのは、北海道内の児童養護施設（地域小規模児童養護施設を除く）では当施設だけであり、このことは高く評価できる。ホーム内で調理を行うことで、中・高生には調理の方法を学ばせ、バランスの取れた食事の大事さや火気器具の取り扱いを覚えるなど将来の自立生活に直接役立つ支援が展開されている。

3. 子どもの自主性・主体性を創造する子ども部会活動

美深育成園では、1988年より子どもの権利擁護の一環として子どもの自主性・主体性を培うことを目的にした全国養護施設高校生交流会活動へ積極的に参加してきた。その後、高校生交流会の活動は停滞するが、2018年より新たに子ども部会活動として、子どもの自主性・主体性を培う活動としての取組が模索されている。具体的活動としては、各ホームの代表が集まり夏休みのバーベキュー・花火大会や雪合戦など行事の企画・運営などを職員主体ではなく子どもが率先して行っていることは評価できる。

◇改善を求められる点

1. 子どもや保護者等への情報提供等の工夫

施設の理念・方針や事業計画などについて子どもや保護者等へわかりやすく説明する資料等を作成していない。連絡の取りにくい保護者等が多いかと思われる

が、養育・支援の対象者である子どもや保護者等に施設の理念や実際の取組等について説明し、施設生活への安心感、信頼感を得ることは重要な取組である。生活の手引き等の資料の作成や広報誌の活用、「子ども部会」での説明等によって子どもや保護者等への情報提供を図る方策の検討を期待したい。

2. 独立したホームで実践されている養育・支援の標準的な実施方法を見直す仕組みの改善

スリムな文書化を意識した管理的な規程やマニュアル及び標準的な実施方法の文書化等、最低限のルールの方書化に取り組んだ施設運営が図られている。それらの文書化の定期的な振り返りとして、養育・支援内容及び計画策定等の変化傾向や新たな知識・技術等の導入などを取り入れた養育・支援の標準的な実施方法についての PDCA サイクルに基づく見直しが期待される。見直しにおいては、職員や子ども等からの意見や提案をボトムアップ的に反映し、トップダウンとボトムアップのバランスを考慮した仕組みの改善が期待される。

3. 家庭支援専門相談員の業務の確立による支援体制の構築

本来、家庭支援専門相談員の業務は、保護者等と子どもの関係調整において、支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要にした相談窓口を設けて支援体制を整えること、とされている。そして保護者等には、子どもの成長をともに考え協力し合い常に相談に応じることを伝え、日常的に信頼関係づくりに努め、さらに児童相談所等とも情報の共有化を図り、連携して保護者等と子どもとの関係調整に取り組むことが望まれる。美深育成園では、家庭支援専門相談員の業務とされる関係調整や支援体制などが不明確であるため、家庭支援専門相談員の業務内容や役割を明確にし、施設全体で家族関係調整や相談に取り組む体制の構築が期待される。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

評価基準に則り、公正に評価をいただいたことに御礼申し上げます。なかでも、取り組みの弱さを指摘いただいた項目について、施設の現状を踏まえて、改善の方向に努力していきたく存じます。

特に、子ども・保護者への情報提供については、現実問題として、どのように、どの程度の提供が可能なのか、検討していきたい。

全ては、子どもの権利擁護の視点を踏まえて見直していきたい。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>○施設の理念や方針はホームページ、パンフレット、「運営指針」等に記載されている。 「人間の尊厳」という創設者の思いを養育理念としており、新任研修等を通じて職員への周知を図っている。</p> <p>◆理念や方針を子どもや保護者等にもわかりやすく伝える資料等は作成していない。施設の養育・支援の方針等について、利用者である子どもや保護者等が理解し安心感を持てるように資料の作成等の工夫が望まれる</p>		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>○国の施策や全国児童養護施設協議会、北海道児童養護施設協議会等の情報を通じて施設をとりまく環境や動向の把握に努めている。</p> <p>◆施設長は地域の学校の評議員を務め、教育面の状況や課題等の把握に努めているが、施設の所在地域の福祉的状况等の把握は不十分な面があるという認識があるため、一層の改善を期待したい。</p>		
③	I—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c

<p><コメント></p> <p>○施設の経営状況や課題については理事会を通じて役員間での共有を図っている。職員には会議等で決算内容や「事業計画」を説明し、状況や課題の周知を図っている。</p> <p>◆課題の改善に向けた取組等が職員に十分伝わっていないという認識があるので、理解が図られるような一層の工夫を期待したい。</p>
--

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>○「中長期経営計画」として2017(H29)年度から10年間の事業計画と収支計画を策定しており、現状分析や課題解決に向けた方策を示している。</p> <p>◆「中長期経営計画」を策定後に地域小規模児童養護施設を新設し、更に増設を計画しているため、中・長期計画の再検討を考えているということであり、新たなビジョンにもとづく見直しを期待したい。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>○単年度の「事業計画」は「中長期経営計画」の内容を踏まえて策定されている。「事業計画」は単なる「行事計画」ではなく、養育・支援に係る重点目標や経営面の課題や検討事項等が明確に示されている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>○「事業計画」は「チーフ・ホーム長会議」で話し合われており、職員には「職員会議」で施設長が説明、配布している。地域小規模児童養護施設「星の家」の職員はオンラインシステムで会議に参加している。</p> <p>◆「事業計画」の策定や見直しの時期・手順等について、一般職員を含めたPDCAサイクルにもとづく進め方を明確にし、より一層組織的な取組となることを期待したい。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>◆「事業計画」の主な内容を子どもや保護者等には説明していない。主な内容を記載した広報誌「ぴうか」の保護者等への配布や「子ども部会」での説明等養育・支援の対象者である子どもや保護者等の理解を促す取組の検討が望まれる。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>○職員研修や子どもの事例検討等を通じて養育・支援の内容を組織的に評価できるように図っている。年1回の自己評価と定期的な第三者評価の受審を実施している。</p> <p>◆養育・支援の質の向上に向けて、評価結果等を組織的に分析・検討する方策についての検討を期待したい。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>○自己評価や第三者評価の結果や課題等については「職員会議」で口頭で報告されている。</p> <p>◆評価結果にもとづく課題等の改善に向け、組織的に取り組まれているとは言い難い現状であるため、職員の参画のもとで改善策等を検討する仕組み作りを期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>○施設長は施設運営に関する方針や取組及び自らの責任等について、広報誌や「職員会議」等で明確に示している。</p> <p>◆平常時や有事において、施設長不在時の権限委任等が明確に示されていないので、明文化が望まれる。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>○施設長は全国社会福祉協議会や全国児童養護施設協議会等の研修を受講し、遵守すべき法令等の把握、理解に努めている。職員に対しても研修や「職員会議」等を通じて遵守すべき法令等についての周知、理解を図っている。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		

12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○施設長は毎日の「育成記録」や事例検討等により養育・支援の質の現状や課題を把握し、会議や職員研修等を通じて改善に向けて取り組んでいる。</p> <p>◆養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための方策等の検討を期待したい。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○施設長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事や財務等を踏まえ職員が働きやすい環境整備や人員配置に努めている。</p> <p>◆施設長は経営の改善や業務の実効性の向上について、会議等を通じて職員の意識形成を図っているが、人事管理監督が不十分という認識があるので、一層の改善を期待したい。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○「中長期経営計画」や「事業計画」に職員の確保と育成を優先課題として載せており、実習生の受け入れ、大学や専門学校への訪問や講義等を通じて福祉人材の効果的な確保を図っている。心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員等の専門職員や加算職員を配置し、人員体制の充実に努めている。</p> <p>◆職員確保に努めているが現実的には困難な状況が続いている。さまざまな制約がある中でも改善に向けた一層の取組を期待したい。</p>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○「職員倫理綱領」や「運営指針」に「期待する職員像等」に関する記載がある。施設長が職員との面接を実施し、主に人事面での意向の把握に努めている。</p> <p>◆人事考課制度について検討を行った経緯があるが実施には至っていない。職員の処遇改善に向けた人事基準や評価等施設の方針を明確にする方策の検討を期待したい。</p>		
Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○職員の就業状況の適切な把握に努めている。健康診断項目の拡大や民間事業を活用した福</p>		

<p>利厚生を実施し、職員の心身の健康維持に努めている。勤務時間の適正化、育児休業、介護休業規程の整備等ワークライフバランスに配慮した取組を図っている。</p> <p>◆職員との面接を実施しているが、他に相談窓口を設けるなど職員の意向を把握し働きやすい職場づくりに反映させる多様な取組を期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>○「職員倫理綱領」や「運営指針」に「期待する職員像等」を明らかにしている。年2回の職員との個別面接を実施しており、中間での状況把握に努めている。</p> <p>◆職員一人ひとりの目標設定と達成度の確認などの目標管理が十分に機能しているとはいえない現状である。職員の育成につながるよう個別面接の機会を活用するなどの仕組みづくりを期待したい。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>○「職員倫理綱領」や「運営指針」に「期待する職員像等」を明らかにしている。「職員研修実施要項」を定め研修の実施方針等を明確にしている。研修内容等の見直しは「チーフ・ホーム長会議」で話し合っている。</p> <p>◆職員に必要とされる専門技術や専門資格を踏まえた体系的な研修計画になるように一層の工夫、改善を期待したい。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○新任研修、職員研修の他に日常的なOJTを適切に実施するように努めている。内部研修には「星の家」職員もオンラインシステムで参加している。外部研修の情報は職員に周知し、参加しやすいように勤務等を配慮している。</p> <p>◆職員の教育・研修等の実施に努めているが、スーパービジョン体制の明確化や研修の体系化など一層組織的な取組となることを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>○実習生の対応に関する方針や留意点等は「運営指針」に明記されている。実習前だけでなく実習中も学校との連携を継続し、実習が効果的に行われるように努めている。</p> <p>◆実習生の研修・育成は主にチーフ・ホーム長が担当しているが、対応マニュアルや指導者研修などが確立していないため、組織的な取組となるような体制整備が望まれる。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（１）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（１）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○ホームページには理念、方針、養育・支援の内容、決算等が掲載されている。</p> <p>◆年3、4回不定期に発行している広報誌「ぷうか」は児童相談所等に送付しているが、保護者等や地域の関係機関等には配布していない。施設としての広報やPRが不十分であるという認識があるので、ホームページや広報誌等の活用により情報公開を進めるなど透明性確保に向けた改善を期待したい。</p>		
22	Ⅱ—3—（１）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○「給与規程」や「就業規則」はパソコンのネットワークシステムで閲覧できるようにしている。会計処理事務を簡素化、明確化し公平性や透明性の確保に努めている。法人監事による内部監査を3ヶ月毎に実施している。</p> <p>◆法人規模が小さいため外部の専門家による監査支援等は実施していない。必要な時はそのつど外部の専門家に相談するという考えがある。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（１）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○本体施設・地域小規模ともに地域との交流を大切に考えており、地域の行事等に積極的に子どもを参加させている。本体施設では行事に学校関係者等を招待することもある。子どもの買い物や通院等は必要に応じて地域の各種社会資源を活用している。</p> <p>◆地域との関わりについての基本的な考え方等が文書化されていないので、「運営指針」や「事業計画」等に明記することが望まれる。</p>		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受入れに関する基本的な考え方は「運営指針」に明記されており、本体施設では現在学習支援のボランティアを受入れている。</p> <p>◆ボランティア受入れ手続きや事前説明等に関する具体的な内容が文書化されていないので、トラブルや事故を未然に防ぐためにも明確化することが望まれる。</p>		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>○本体施設では「危機管理マニュアル」に地域の関係機関等の一覧表を載せており、地域小規模では関係機関等の電話帳を作成し、リスト化を図っている。学校や児童相談所等とは日常的な情報交換の他に定期的に連絡会議を開催し、関係機関との連携に努めている。家庭支援専門相談員を中心に子どもの退所後の地域でのネットワーク作りに取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>○本体施設・地域小規模ともに地域の関係機関等との連携を図っており、本体施設は所在地のショートステイ事業の委託を受けるなど地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>◆相談事業などは併置の児童家庭支援センターが主に対応している。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㉓
<p><コメント></p> <p>◆地域との交流等を大切にしているが、地域に還元する公益的な事業・活動等はない。現在はコロナ禍での制約があるが、今後は研修等の公開など施設の機能や専門性を活かした独自の活動等について検討を期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>○理念を明示した「運営指針」を標準的な実施方法として職員へ配布している。職員誰もが行わなければならない基本的な部分の共通理解にもとづき、各ホームで子どもを尊重した養育・支援の実践に取り組んでいる。</p> <p>◆「倫理綱領」や「運営指針」等による組織の共通の配慮からの養育・支援の実施と、職員個人の経験知にもとづいた子どもを尊重した配慮からの養育・支援の実施との相互的な配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い必要な対応を図る取組が期待される。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉕・b・c

<p><コメント></p> <p>○中舎制の施設の中でプライバシーに配慮した個室空間を基本とし、生活環境を整えた中で子どもの生活が営まれている。養育・支援の場面におけるプライバシー保護に関する留意事項を記載した「運営指針」の基本的理解のもとに、目の届きやすい生活空間とチームアプローチの中でプライバシー保護に配慮した工夫に努めている。周知可能な保護者等へは、個室におけるプライバシー保護等の取組を伝えている。</p>		
<p>Ⅲ—1—（2）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ—1—（2）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>○法人や施設の理念等をもとに社会福祉事業の動向を踏まえて、中舎制3棟の本体施設に加え小舎制の地域小規模児童養護施設1棟の開設や生活日課等の紹介写真を多く使用したパンフレット資料を準備している。ホームページでも情報発信に取り組んでいる。</p> <p>◆措置制度の中で、子どもや保護者等への情報提供の不十分さを課題として取り組んでいるので、定期的に本館と各ホーム等の職員が連携しながら積極的な情報提供の在り方等の見直しに取り組むことが期待される。</p>		
31	<p>Ⅲ—1—（2）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>○「中長期経営計画」に「重篤な課題を抱えた児童」や「処遇困難児童の増加」等を課題としており、個別的に説明の工夫や配慮に努めている。</p> <p>◆各ホーム共通の「生活日課(自分でできることはする)」、「生活諸動作の見直し(こんなことでできてますよね?)」等を用いた個別の説明をベースに、組織的に同じ手順・内容の対応となるように、子どもや保護者等の自己決定の尊重や同意を得た記録等に配慮したルール化に取り組むことが期待される。</p>		
32	<p>Ⅲ—1—（2）—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>○地域・家庭へ移行する子どもには退所後の支援の継続性に不利益が生じないように配慮した対応に努めている。退所後にも相談できることと連絡先等について、各ホームの担当職員と家庭支援専門相談員が経験知を活かして口頭説明に努めている。</p> <p>◆現状の説明の配慮に追加として、説明内容を記載した文書等の作成・手渡しや引継ぎ文書等について組織的に定める取組が期待される。</p>		
<p>Ⅲ—1—（3）子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—（3）—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>○年2回の子どもと施設長の個別面談や子ども部会の設置等により要望を含む満足に関する聴取が行われている。アルバイトを行う子どもの昼食代金の増額希望等を把握・検討</p>		

し、支給金額を上げるなどの改善に取り組んでいる。		
◆施設長との定期面談や職員へ随時出される意見や要望等への個々の対応のみならず、日常生活全般における養育・支援の質的向上の取組に向けて、施設と子ども・保護者等の双方向的な観点から満足把握を目的の調査及び分析・検討する担当者や部署及び定期的な検討会議等の設置整備が期待される。		
Ⅲ—１—（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—１—（４）—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>○「苦情解決実施要項」を定めて苦情解決体制を整え、苦情を投函しやすい様に「相談箱」の名称で本館と各ホームに設置している。</p> <p>◆「令和3年度事業報告」に苦情は0件と明記して理事会へ報告されているが、0件である状況を課題にして、子どもや保護者等にとって苦情を申し出しやすい仕組みとなり機能しているか等から公開の在り方まで組織的に検討することが期待される。</p>		
35	Ⅲ—１—（４）—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>○施設内に相談室スペースを確保した環境を整えている。施設長が相談を受ける時は子どもが話しやすいように本人の居室で行うなどの配慮に努めている。</p> <p>◆苦情のみならず子どもが意見や要望、提案等を述べたい時に、施設として複数の方法や相手を自由に選べる仕組みの整備及び周知について、わかりやすく説明した文書の作成等組織的な支援体制のソフト的環境充実に向けた取組が期待される。</p>		
36	Ⅲ—１—（４）—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>○職員は、子どもとの関係性を大事にし、日々の相談を受けて経験知を活かしながら養育・支援に努め、施設長の指導のもとに迅速な対応に努めている。</p> <p>◆子どもからの提案、要望や意見に対応している経験知を大事にして、苦情解決の仕組みと同様に仕組みの説明から検討・対応方法、記録方法、公開の在り方までを再検討して、マニュアル等の整備に取り組むことが期待される。</p>		
Ⅲ—１—（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—１—（５）—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント></p> <p>○リスクマネジメント体制は、各ホームのチーフがリスクマネージャーの責任を負い、事故等が生じた時には管理者により必要な対応を行う体制が構築されている。</p> <p>◆組織の風通しの良い関係性の上に、各ホームの養育・支援上の精神的な焦りや油断、情報共有不足等によるヒヤッとしたりハッとした体験事例を積極的に収集し、組織全体で定期的な見直しを行い、事故発生時の対応マニュアルのみならずヒヤリ・ハットからの予防</p>		

を考慮したリスクマネジメント体制充実に取り組むことが期待される。		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○コロナ禍の初期から対策委員会を立ち上げ、施設長のリーダーシップによる行政対応の情報収集をもとに職員の情報共有及び研鑽が行われ、対応策や予防策等の適切な運用に努めている。コロナ感染症発生時には複数ある中舎施設の特徴を活かしてホーム単位の隔離を行い、子ども達の感染による生活不安への対応にも取り組んでいる。</p> <p>◆感染症への組織的な対応の工夫が、マニュアルのバージョンアップに活かされていないので、組織の責任と役割について対応体制をより明確にした予防と発生時対応マニュアル等の更新に取り組むことが期待される。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○「運営指針」に「火災・自然災害を含む非常事態」として子どもの安全、安否確認、職員及び関係機関並びに保護者等対応等の重点的な対応体制を定めている。</p> <p>◆現在の対応体制をもとに、災害時の非日常時対応から日常の子どもの安全・安心な営みに向けた養育・支援の在り方として「事業継続計画（BCP）」を定め、施設長等管理者不在時も考慮した体制充実が期待される。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>○施設における養育・支援の基本となる部分の共有化として「運営指針」を作成し、職員周知が行われ、初任者研修でも「運営指針」等をもとに施設の標準的な実施方法として周知徹底されている。毎月1回開催の「職員会議」や月2回の「チーフ・ホーム長会議」等の後に各ホームの処遇調整会議等を組み合わせて養育・支援内容の施設長による確認が行われている。また、施設長の各ホームへの不定期な支援訪問等から「運営指針」にもとづいた養育・支援が行われているかを確認する仕組みが構築されている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>○組織管理として、標準的な実施方法の「運営指針」を年度ごとに見直すように努めている。</p> <p>◆年度指針としての標準的な実施方法の作成に関する方法や検証・見直しの時期等の定めがない。組織的に現状の基本となる部分の共有化が、職員個々による養育・支援と相補的</p>		

な関係にあるものとして、子どもが必要とする養育・支援内容及び計画策定等の年間の変化や新たな知識・技術の導入など、職員や子ども等からの意見や提案が標準的な実施法に反映されるように見直しに関する仕組みの改善が期待される。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画は、各ホームのチーフを責任者とし、各職員の原案策定後に施設長の確認を経て成案として策定されるように努めている。</p> <p>◆「中長期経営計画」に「処遇困難児童の増加への対処」と記し、支援困難ケースの対応に努めているので、関係職種職員によるアセスメントの協議、アセスメントから子どもの具体的なニーズを抽出し反映させた自立支援計画の策定と合議等について、子どもの意向把握と同意や納得を考慮したPDCAサイクルにもとづく手順の定めが期待される。</p>		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <p>○「運営指針」に定期的な「自立支援計画票」の見直し時期を明記し、事例検討会議で養育・支援及び計画内容等の確認を行う仕組みがある。子どもや保護者等の状況変化による計画期間中の変更時の施設長承認を得る仕組みもある。</p> <p>◆「自立支援計画票」の定期的な見直し時に、子どもの意向把握から支援目標・計画説明、納得を得る手順等の充実が期待される。</p>		
Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <p>○情報管理の共有が可能なネットワークシステム上の統一フォーマットを利用し、養育・支援の実施状況を、子ども一人ひとりの行動観察をもとにして、できること、できたことを客観的に記録するように努めている。</p> <p>◆養育・支援の実施状況を各職員の感性等を大事にしながら記録に取り組むという趣旨の明確化と新入職員が記録を行う時に記録内容や書き方に著しく差異が生じないようにするために、記録の要点や留意点等の共有化の工夫や指導としてPDCAサイクルにもとづく記録の手順書や要領等の作成に取り組むことが期待される。</p>		
45	Ⅲ—２—（３）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <p>○個人情報の保管や保存と廃棄、開示等の規定等を定めて、初任者研修等で周知する機会を設けている。</p> <p>◆子どもに関する責任ある記録の管理体制は、個人的な対応責任のみならず組織全体による対応責任である、という認識を深めるために、個人情報保護及び情報開示の基本姿勢、</p>		

情報開示の範囲、子ども等への配慮等の個人情報の取扱い及び不適切利用等の対策・対応の各規程等について、全職員の認識が高まる教育や研修の充実の取組みが期待される。

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>○子どもの権利擁護については、「運営指針」に養育の基盤として記載があり「入所児童の権利を擁護し、子どもの最善の利益を推進するため、施設職員と共に養育の質の向上を目指す」とされている。また、各ホームに「子どもの権利ノート」を置き、日頃から子どもたちが手に取ることができるようにしている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>○権利について理解を促す取組として、字が読めない子どもに対しては口頭での説明をしたり、資料を使用して説明するなど、子どもの年齢や特性に応じた対応を行っている。職員間で子どもの権利について、2ヶ月に一度程度の勉強会を実施している。</p>		
A—1—（3）生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>○生い立ちを振り返る取組として、個別の事情に応じた対応をし、さらには生い立ちなどの話をし、子どもに変化などが起きた場合には面談などの対応を行っている。</p> <p>◆子どもの生い立ちなどを話す際に、どのような内容を伝えるのか、どのような伝え方をするのかという留意事項などが記載されたマニュアル等が整備されていない。今後整備されることが望まれる。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㉠・c
<p><コメント></p>		

<p>○被措置児童等虐待の防止については、「運営指針」や「危機管理マニュアル」の規定に基づき取り組んでいる。子どもの入所時には、被措置児童等虐待の届出、通告制度などの説明を行っている。</p> <p>◆子どもが入所する時の説明で、被措置児童等虐待の届出、通告制度について説明は行っているが、資料などを使用して説明は行っていないため、資料の配布、資料を使用した説明を行うことが望まれる。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>○生活への不安軽減や移行期の支援については、友だちへの電話や、手紙のやり取りなどを行い、人間関係などを可能な限り持続できるように配慮している。また、子どもの好きな食べものを用意して、迎え入れるようにしている。家庭復帰などの支援については施設長を中心に行っている。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>○リービングケアと退所後の支援については、家庭支援専門相談員を交えて行っている。毎年10月第一週の土曜日に卒業を控えている子どもと卒園生との交流の機会を設けている。</p> <p>◆退所後の相談窓口が家庭支援専門相談員になっており、支援内容等記録はしているものの各職員が把握できるような状況になっていないので、情報を組織として共有し対応できる体制づくりが望まれる。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>○子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動を受け止めているかについては、生育歴を知り、受容的・支持的な態度で寄り添いながら心理的課題の把握に努めている。</p> <p>◆利用者アンケートについては、実施していない。代わりに、施設長が年2回子どもへの聞き取りを行っているので、その記録を残すことが望まれる。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>○基本的欲求の充足については、一人一人の基本的欲求を満たすように努めている。</p>		

<p>本施設は中舎の施設であり、職員が常にホーム内にいる環境にあるため、大人の存在が感じられるような環境にある。また、子どもたちの嗜好を取り入れおやつ作りなどをしており、職員が子どもとの関係性を重視したかわりをもっている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> ○子どもへの支援として、子ども部会を行い半年に一度子ども部会新聞を出している。このような活動を通して子どもたちが主体的に考え生活ができるように見守りを行っている。自立を念頭に置いた生活スキルの向上を支援している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> ○子どもの発達の保障については、可能な限り子どものニーズに応じて行くような支援を行っている。地域の方に学習ボランティアに来てもらい、子どもの学びの支援を行なっている。また、学校や地域との情報交換については、連絡帳を活用して行われている。 ◆子どものニーズに応えられない場合は、一緒に代替案を考えるなど子どもが納得できるように説明を行うことが望まれる。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> ○生活の営みについては、退所後の生活にも影響を与える。地域で取り組まれている体育スポーツクラブ、町内での行事などに参加をし、地域の方には施設行事に参加をしてもらい交流を図っている。高校生にはアルバイトを奨励している。また、健康面の自己管理に向けた支援は職員が対応している。</p>		
<p>A—2—(2) 食生活</p>		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> ○基本的な食事時間は決められているが、部活動などそれぞれの子ども状況に対応するように努めている。また、ホーム献立の日を作り、子どもの希望を聞く機会がある。 ◆子どもへの嗜好調査は年に1度栄養士が実施している。残食、人気・不人気など記載はあるが献立に反映されることが少ないので、嗜好調査の結果を生かしていくことが望まれる。</p>		
<p>A—2—(3) 衣生活</p>		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p>		

<p>○衣服の買い物は施設全体ではなく、ホーム単位で行なっている。自己表現ができるように子どもの趣味に合った衣服、季節などに合わせたものを着用できるようにしている。</p> <p>◆衣類の管理については、洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理はあえて見せるようなことは行っていないので、子どもの目に触れるような支援が望まれる。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>○住環境について、共有スペースは子どもにとっての居心地の良さを考え、家具を整備したり補修したりしている。各居室については、ある程度自由度を持たせて行っている。また、共有スペースの清掃は、平日は職員が行い休日は子どもの当番制で行い、清潔を保っている。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>○健康と安全については、嘱託医に依頼をして健康診断を年2回実施している。医療機関へ定期通院している子どもや服薬している子どもがいるため、目視で服薬のチェックなどを行っている。</p> <p>◆コロナの影響で外部との繋がりがうまく取れず、専門家の話を聞く機会は作れていないため、今後学習する機会を設定していくことが望まれる。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑯	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>○性に関する教育については、子どもに応じて配慮を行うように対応している。また子どもの疑問や不安には答えるように対応を行っている。</p> <p>◆職員研修で性教育について学ぶ機会はあるが、性教育に対する基本方針、カリキュラムが設定されていないため、今後作成していくことが望まれる。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>○各ホームが子どもにとって癒やしの場になるように、漫画やテレビを共用の空間に設置したり、個別の空間を用意して対応をしている。問題が起これば、職員会議やホームで話し合い、関係機関に協力を求めている。</p>		

◆全体を把握するための研修の一覧が作成されていないため、施設内研修・施設外研修の一覧を作成するなど計画的に研修を行って援助技術の向上を図り、職員相互の支援体制を強化することが望まれる。		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>○問題の発生の予防や子どもへの特別な配慮については適切に対応をしている。児童相談所との連携や全体会議、チーフ会議などで話し合いを行う機会を作り、子どもの現状、人間関係など情報の共有をし未然に防ぐように努めている。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>○心理的ケアについては、心理療法担当職員が配置され、個別対応ができるようになった。心理療法担当職員が自立支援計画に基づき心理支援プログラムを策定している。</p> <p>◆大学の教員などの外部講師を招聘して研修会を行っているが、職員に対する個別スーパービジョンを行っていないので、今後そのような体制づくりが望まれる。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>○学習については、個別で行える居室や子どもに合わせた取り組みやすい学習環境が用意されている。学習ボランティアの協力を得ることで、学力に応じた個別支援を継続して実施している。また、忘れ物が多い子どもには一緒に確認を行うなどの対応を行っている。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>○進路の自己決定ができるように学校案内を収集したり、就職の場合はどんな職種があるのかなどの情報を提供し、話し合いを行っている。また、ホーム職員や家庭支援専門相談員が進路決定後や失敗した場合のフォローアップを行っている。</p> <p>◆学校中退、不登校などの子どもへの就労支援の経験はあるが、仕組みとしては特にないため、今後そのような子どもへの制度づくりが望まれる。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>○アルバイトや資格取得については奨励している。</p> <p>◆職場研修は学校で行っているため、実習先や体験先の開拓については、積極的に行っているとは言い難い。今後、必要に応じて開拓を行っていくことが望まれる。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		

A⑳	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>○施設と家族との信頼関係づくりについては、各ホームで定期的に家族との電話や面談を行い、必要な場合は適宜対応している。子どもと家族の交流についても取り組んでいる。</p> <p>◆家庭支援専門相談員の業務とされる関係調整や支援体制などが不明確であるため、家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整や相談に取り組む体制の構築が望まれる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉑	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>○各ホームにおいて面会や外出などの対応を行い、家族との関係の継続や修復などに取り組んでいる。</p> <p>◆親子関係の再構築支援について、家庭支援専門相談員が中心になることが少なく、各ホームに委ねられることが多い。再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されることが望まれる。</p>		

C 利用者調査

I 利用者調査（アンケート調査）について

1. 社会的養護関係施設においては、利用者調査の実施を必ず実施するものとされています。その方法については、全国的な活動水準が求められますので、全国推進組織と定められている全国社会福祉協議会の示す利用者調査の実施方法と利用者調査の様式に準じて実施しました。なお、全国社会福祉協議会のホームページ (<http://shakyo-hyouka.net/social4/>) に、利用者調査の実施方法及び利用者調査の様式例が公開されています。

非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関の利用者調査様式一式は、「Ⅳ 利用者調査様式」に掲載しました。

2. 利用者調査の概要

(1) アンケート調査期間

2022年10月5日（水）～2022年10月21日（金）

(2) 回収数

26通／小学校4年生以上27人（用紙配布数27）

(3) 利用者調査は、子どもがどのように感じているかを施設が把握することが目的のため、評価機関の見解を入れずに、アンケート結果の集約に留めてそのまま「Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約」に記載しました。

II 利用者調査の実施方法

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけでなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約（美深育成園）

問1 いま、あなたは？

ア 小学生	イ 中学生	ウ 高校生・その他	無回答	計
4 (15.4%)	8 (30.8%)	14 (53.8%)	0 (0%)	26 (100%)

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
11 (42.3%)	3 (11.5%)	12 (46.2%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 家ぞくに会えなくて不安になることはある。
○ 遊ぶ時間をふやしてほしい。
○ 園長をまともな人に変えて欲しい。何言ってるかもわからんし、風の家の扱いがひどいように感じる。
- イ ○ 美深育成園をぬけたい
○ PCが無いから好きな物を調べれなくて欲求不満になりがちです。また、スマホもダメなので友達と会話ができなかつたり、インターネットもつながれてないので、色々なことが制限されてます。
- ウ ○ ふつうの家にはいれないようなルールがたくさんある。くらしづらい。
○ 良いとも言えないし、悪いとも言えないからです。
○ 基本的な生活は整っているし、良い物だと思う。
しかし、子どものわがままがひどすぎて先生や子どもがつかれてきている。
○ 男子と女子に分けてほしいです!!
○ 施設にいる時点で生きにくい。

問3 食事の時間は楽しみですか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
10 (38.5%)	5 (19.2%)	11 (42.3%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ いつもおいしいご飯を作ってくれるから。
○ 食べてる時が一番幸せだからです。
○ メニューがマンネリ化しやすいので、バリエーション増やして欲しい
- イ ○ ふつう
○ 女子なのに男子と同じ量のご飯が出されるのであまり楽しみではないです。量が多くてたべきるのに苦勞する。
○ そう式みたいでつままない。
- ウ ○ 焼き魚がやばい。好き嫌い越えて、固さが異常です。
でも、揚げ物系は超絶うまいです。
○ すきじゃない
○ 食事は美味しい。しかし、子どもの会話そして先生の対応（一部）が食事をまずくさせる。

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
15 (57.7%)	2 (7.7%)	9 (34.6%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 病気+かぜになってもやさしくせっしてくれる。
○ 服可愛いとかお手伝いしてくれてありがたいとか、言われるからです。
○ 変なところに過保護でダルい。
- イ ○ 大切にされたと感じたことが無い。
プレゼント、サプライズ、また、おしゃべりといった行動を取らなければ大切にされてると感じれません。
- ウ ○ わかりません
○ 分からない

問5 施設の大人の人たちは、この施設の決まりや約束ごとを、わかりやすく教えてくださいませんか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
18 (69.2%)	1 (3.8%)	7 (26.9%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 年に数回ぐらい施設の決まりなどを見直したりする。
○ やさしくしてくれる
○ ただし、一時保護にはあまりこういったことをしていない。それゆえに、その子どもがはしゃぎすぎて迷惑に感じることもある。
- ウ ○ 分かりやすかったり、分かりづらかったりするからです。

問6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
21 (80.8%)	2 (7.7%)	3 (11.5%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 「これ洗って」じゃなくて、手伝ってほしいならしっかりと「これ洗ってくれますか」と言ってほしい。命令系ではなく。
○ やさしくせっしてくれる
○ ほとんど優しいので、特にありません。
- ウ ○ びみょうなライン

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
18 (69.2%)	3 (11.5%)	5 (19.2%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 成長したらほめてくれる
○ 気配りが出来るところをよく褒めてくれます。

- イ ○ あまり聞いたことがありません。
- ウ ○ 分からない

問 8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
24 (92.3%)	0 (0%)	2 (7.7%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ プロ棋士の道を導く
 - 将来の話か学校のことをとても真剣になって聞いてくれます。自分に何がたりてないのかなどアドバイスもくれます。先生たちのおかげでとても将来のためのことを考えやすいです。
 - いやなことがあってもきいてくれる
 - 寮のことやバイトなどの話をしました。
- ウ ○ 自分から将来について話して、積極的に聞いてくれた。
でも話しづらい（問 9 へ）

問 9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
17 (65.4%)	4 (15.4%)	5 (19.2%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 私の相談をととても真剣に聞いてくれたり、悩み事の解決方法なども教えてくれます。
 - 安心して話せる先生がいる
- イ ○ （問 8 より）すぐに禁止してくる。（マンガ、ゲーム、おやつなど）精神的苦痛を与えるのが、先生の役目ですか？注意・説教をするのはいいですが、禁止するのはありえないと思います。⇒話しかけづらいです…
 - 施設の大人でも他人ですから話しやすいとかないです。
- ウ ○ 少し信用できないところがあって、話せる時と話せない時があるからです。
 - すべてを話す人ではない。

問 10 ここでのくらしは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
15 (57.7%)	1 (3.8%)	10 (38.5%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 守られていると思います。
 - 自分の場所は知られてる。
- ウ ○ ノックをせずにドアをあけられる。登校中に部屋のものをすべてだされる。
 - よく分からないからです。

○ 分からない

問 11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人にも話すことができることを知っていますか？

ア はい	イ いいえ	ウ どちらともいえない	無回答	計
14 (53.8%)	6 (23.1%)	6 (23.1%)	0 (0%)	26 (100%)

自由意見

- ア ○ 知っています。
○ けっこう前からしっていた。
○ 施設の大人以外にも沢山大人がいるので話せることは分かってます。
○ 話しても変わらないです。
- ウ ○ 話してもなんも変わらない。
○ 「施設の外の大人の人」が、機関を指すのか個人を指すのかよく分からないので「ウ」と解答した。

問 12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見

- ここをでたい
○ 月の職員の増員
○ 野望だと思いますが、PC がほしいです（公共用の）壊れて以来、そのまま無い限りです。園長先生に毎日話しますが、一度も叶ったこともありません。たしかに、必ずしも叶うわけではありませんが、大型扇風機 6 台も買うお金があるなら、PC 買えますよね？PC は欲求を満たす物ですが、扇風機だって欲求つぶしです。僕は今、受験生です。PC を活用して、勉強に励みたいです。
良い点 ・勉強が捗る ・便利!! ・情報を気軽に知ることができる!!
PC-----
悪い点 ・視力低下 ・肩が凝る ・運動力低下
・電力使う（コンセント使用） ・壊れる（かも）
- 先生がすぐ物をぼっしゅうしたり、禁止にしたりするので困っています。なんで禁止にされているのかも教えてくれないので、謝りたいのに謝ることができないのでとても辛いです。
もう少し勉強をしやすい空間を作ってほしいです。
- 家ぞくにもっとあいたい。
ホームリョこうや外出をふやしてほしい。
ゲーム時間をふやしてほしい。
外にもっとでたい。（長い時間）
- つらくなったときに、にげこめるような場所がほしい。
- 友達の家にとまったりさせてほしい。
友達と遊ぶ時間を増やしてほしい。→4 時間ってきめててもコロナにはなると思うので、その分はてあらい、うがいすれば時間のばしてもいいと思います。
もんげんをのばしてほしい。
友達とごはん食べに行くの良くしてほしい。

- ルール多くてやだけどがんばるから、友達との時間をふやしてほしいです。
- ホームりょこう行きたい
 - 行事をふやしてほしい。
おこづかいふやしてほしい。
遊ぶじかんをふやしてほしい。
 - コロナがある程度おさまったら、ホーム外出したり、ホーム旅行、行ったりしたいです。
 - もう少しりんき応変に対応するべきかもしれない。
 - ねる時間をふやしてほしい。(9時ぐらい)
女子男子にわけてほしい。
もっと服を買ってほしい(今ねあげをしているからお金をふやしてほしい)
- 全体的に
- 児童相談所の先生、早く来て!!
 - 小規模な女子寮つくってください。
 - 扉を開け閉めする音がうるさい時がまあまあある。突発的な大きな音をストレスに感じやすく、敏感に反応する性質があるので、子どもの生活音で改善できるところがあるならしてほしい。

IV 利用者調査様式（児童養護施設・小学校4年生以上）

アンケートのお願い

美深育成園では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の
人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、美深育成園がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つける
ことを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることは
ありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で12問です。アンケート用紙に記入してください。答えた
くない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終わったら、返信用封筒に入れ、封をして、月 日までに、回収箱に
入れてください。月 日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります評価機関の連絡先まで連絡して
ください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

評価機関名 北海道児童福祉施設サービス評価機関

担当者名 伊東裕子

電話番号 090-4875-1363

子どもへのアンケート

- あなたは、美深育成園について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

ア 小学生 イ 中学生 ウ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページにつづきます

問5 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいいますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

つぎ
次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

ア はい イ いいえ ウ どちらともいえない

自由意見欄：

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

D 資料

子 発 323 第 3 号
社援発0323第30号
令和 4 年 3 月 23 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(以下「第三者評価指針」という。)を踏まえながら社会的養護関係施設(児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。)における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」(平成30年3月30日付子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号(以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。))により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから4年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和4年4月1日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第78条第1項により、「社会福祉事業

の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関する事、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関する事、第三者評価結果の取扱いに関する事、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関する事、その他必要な業務を行う。

④ 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1－1

から別添6－4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改訂となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三

者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、

③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講じること。

継続研修は、4. (3) による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7-1から別添7-9までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

(1) 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。
なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

(2) 社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果（すべての評価細目ごとのa, b, cの3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント）を記述して公表し、その様式は別添8-1から別添8-6までのとおりである。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上のための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

(1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、

自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。

(2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

1 1. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

1 2. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。